

**社会福祉法人 長野社会福祉事業財団**  
**デイサービスセンター ふれあいの丘**  
**介護予防・日常生活支援総合事業における**  
**指定第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）運営規程**

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長野社会福祉事業財団が設置するデイサービスセンター ふれあいの丘（以下「事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員等（以下「従業者」という。）が、要支援者又は事業対象者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状態等を踏まえながら住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、主に機能訓練及び必要な日常生活上の支援を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を必要に応じ作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握をし、結果を地域包括支援センター等へ報告するものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

5 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、河内長野市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

6 サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

7 前6項のほか、河内長野市が定める基準の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者

への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター ふれあいの丘
- (2) 所在地 河内長野市上田町155番地5

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 従業者

- |         |                |
|---------|----------------|
| 生活相談員   | 2人(常勤2人)       |
| 介護職員    | 7人(常勤6人、非常勤1人) |
| 機能訓練指導員 | 1人(常勤1人)       |
| 看護職員    | 1人(常勤1人)       |

従業者は、通所型サービスの業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対するサービスの利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して個別計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除く。

- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日30名とする。

1単位目 30名

(事業の内容)

第8条 事業所が実施する事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 個別計画の作成
- (2) 入浴サービス
- (3) 給食サービス
- (4) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (5) 機能訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎
- (8) アクティビティ など

(利用料等)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は市町村が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料についても市町村の定めによるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、徴収しない。

3 食事の提供に要する費用については、昼食は615円を徴収する。おやつ提供に要する費用については、125円を徴収する

4 おむつ代については、リハビリパンツ1枚122円、パット(小)1枚20円、パット(大)は1枚25円を徴収する

5 マスク代については、マスク1枚33円を徴収する

6 請求書領収書発行(紙) 発送料金 550円/月

7 その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

8 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

9 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

11 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、河内長野市の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第15条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2） 虐待防止のための指針の整備
- （3） 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを河内長野市に通報するものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の

提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第20条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、サービスに関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 事業所は、適切な介護予防・日常生活支援総合事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長野社会福祉事業財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第21条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を河内長野市へ届け出なければならない。

（1）廃止し、又は休止しようとする年月日

（2）廃止し、又は休止しようとする理由

（3）現にサービスを受けている者に対する措置

（4）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。